

これからこども食堂を実施しようと考えている方へ

令和6年度 和歌山こども食堂支援事業

こどもの健やかな成長の促進を図るために、食事の提供を通じてこどもの居場所や地域における交流拠点としての機能が期待される場所を提供する団体を支援

概要

補助対象となる 団体	<ul style="list-style-type: none">こどもの支援を目的にしているNPO法人その他の団体であること。代表者が明らかになっていること。団体固有の通帳を有することその団体の財産管理が明確になっていること。1年以上継続してこども食堂を実施する見込みがあること。 ※申請者又は団体の役員が和歌山県暴力団排除条例第2条3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終らない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行いません。
補助対象となる こども食堂の条件	<ul style="list-style-type: none">原則、月1回以上定期的に実施すること。年1回、実施状況報告書を提出すること。団体の構成員の3親等以内の親族を除く5世帯以上のこどもが利用すること。責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。こどもの保護者から、食物アレルギー、健康情報及び緊急連絡先を事前に確認すること。利用の対価は、無料又は材料費の実費負担とすること。
対象経費 (事業実施期間内に かかる経費)	<ul style="list-style-type: none">(1) こども食堂開設に当たっての設備及び備品購入費(2) こども食堂開設に当たっての設備改修費(3) 食品衛生責任者養成講習会受講費(4) 学習支援に要する経費(5) 多様な世代交流に要する経費 経費の具体的な内容や留意事項については、裏面のとおり。
補助額	① (1) + (2) + (3) 上限 40万円 ② (4) + (5) 上限 20万円 ※どちらもこども食堂1箇所につき1回のみ(同時に申請できます)
補助率	10/10(千円未満の端数切捨て)
申請受付期間	令和6年5月20日(月)～令和6年12月20日(金) ※申請数が予定を超過した時点で、募集を終了します。

事業の対象となる経費は、交付決定日以降の費用のみです。

事業の流れ

- ① 本事業の活用を検討段階で県に相談し、補助金の対象となるか確認。
- ② 交付申請書類を県に提出する。
- ③ 県が審査し、交付決定を通知する。
- ④ 交付決定された団体は、事業を実施する。(物品の購入等)
- ⑤ 交付決定後、初回こども食堂実施後30日以内に「実績報告書」を県に提出する。
- ⑥ 県による補助金額の確定後、団体は補助金を請求し、支払いを受ける。
※詳細は県ホームページをご覧ください。



対象経費の詳細

対象経費	経費の内容	留意事項
設備及び備品購入費・設備改修費 別記4号様式へ記入	こども食堂の開設に当たり必要となる設備・調理用備品・什器類購入費や、会場となる住宅等の設備改修費。(初期経費として必要となる備品購入費、改修費)	長期的に繰り返し使用できるものに限る(消耗品は不可)。ただし、食器に代わる消耗品(紙皿、紙コップ、弁当容器等は可)
食品衛生責任者養成講習会受講費 別記2号様式へ記入	こども食堂に食品衛生責任者を設置するために、こども食堂の運営に携わる者が食品衛生責任者養成講習会を受講する際の受講費用	こども食堂一箇所当たり2名まで。食品衛生者は資格取得後、こども食堂の運営(調理)に原則毎回参加すること。
学習支援に要する経費 別記5号様式へ記入	学習支援を実施する際に必要となる参考書や備品等の購入費。 ※単にこどもたちだけで自主学習させるものではなく、少なくとも1名の責任者を配置し、学習に専念できる場を確保した上で、1時間以上行う。	こども食堂に配置される共用可能なもので、長期的に繰り返し使用できるものに限る(消耗品は不可)。また、文房具等個人の所有物になり得るものは除く。
多様な世代交流に要する経費 別記5号様式へ記入	食事の提供前又は提供後に、こどもが多様な世代との交流を図る催しを行う際に必要となる備品類の購入費。	こども食堂に配置される共用可能なもので、長期的に繰り返し使用できるものに限る(消耗品は不可)。コンピュータゲーム類は除く。

◎申請に必要な書類等は、ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/kodomoshokudo/hojokin.html>



事業についてのお問い合わせ・申請先

【和歌山市の方】和歌山県 共生社会推進部 こども家庭局 こども未来課 政策班
 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
 TEL 073-441-2492 FAX 073-441-2491 メール e1103002@pref.wakayama.lg.jp

【和歌山市以外の方】最寄りの下記振興局へ

名称	連絡先	メール	所在地
海草振興局地域づくり部地域づくり課	TEL 073-441-3373 FAX 073-432-7837	e1301141@pref.wakayama.lg.jp	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
那賀振興局地域づくり部地域づくり課	TEL 0736-61-0014 FAX 0736-61-1514	e1302201@pref.wakayama.lg.jp	〒649-6223 岩出市高塚209
伊都振興局地域づくり部地域づくり課	TEL 0736-33-4915 FAX 0736-33-4931	e1303201@pref.wakayama.lg.jp	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8
有田振興局地域づくり部地域づくり課	TEL 0737-64-1276 FAX 0737-64-1274	e1304201@pref.wakayama.lg.jp	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1
日高振興局地域づくり部地域づくり課	TEL 0738-24-2928 FAX 0738-24-3312	e1305201@pref.wakayama.lg.jp	〒644-0011 御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局地域づくり部地域づくり課	TEL 0739-26-7947 FAX 0739-26-7917	e1306201@pref.wakayama.lg.jp	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局地域づくり部地域づくり課	TEL 0735-21-9627 FAX 0735-21-9640	e1307201@pref.wakayama.lg.jp	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8